

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、令和2年1月31日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

## 専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 愛知県名古屋市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載していません。

2 事件名 公用車によるフェンス損傷事故

3 事件の概要

令和元年12月29日午前0時頃、市道杉沢11号線の杉澤地先において、消防団年末特別警戒中の小型ポンプ積載車が転回しようとして後進したところ、車両最後部が相手方所有敷地のフェンスに接触し、フェンス支柱を損傷させた。

4 損害賠償の額

金66,000円とする。

令和2年1月31日

米原市長 平尾道雄